

平成 26 年 1 月 吉日

お客様各位

株式会社 フレイムエイジ

### 消費税率改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の改正につきましては、平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定されました。これにより、消費税率(地方消費税率を含む)につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から 8%に引き上げられることになりました。(平成 27 年 10 月には 10%へ改正予定)よって、消費税改正につきまして、下記の通りお知らせ致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- ・ 今後発行させていただきます「御見積書」「請求書」等につきまして、平成 26 年 4 月 1 日以降に納品、役務提供を行う契約の料金は、消費税率 8%にて計算させていただきます。
- ・ 既にお支払済みの契約案件(平成 26 年 4 月 1 日以降の役務提供分)について、原則として改正される消費税(8%)にて再計算した消費税額との差額を、平成 26 年 4 月 1 日以降に追加でご請求させていただきます。

年次更新のシステム等保守契約は、平成 26 年 3 月末日をまたがる 1 年間は現行の消費税率ですが、次年度の年次更新時は消費税率 8%で課税されます。

また、複数年保守も同様でございますが、複数年期間ではありますが、平成 26 年 3 月末日をまたがる 1 年間は現行の消費税率での課税ですが、以降の複数年期間につきましては、消費税率 8%の課税対象となる為、再計算をした消費税額との差額を、平成 26 年 4 月 1 日以降に追加でご請求させていただきます。

例) 複数年保守契約等で契約期間が、平成 25 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日で 5 年間の場合、5 年契約でお支払をいただいておりますが、平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日までの 1 年間は現行の税率ですが、平成 26 年 8 月 1 日からの残りの 4 年間分に対して新税率 8%が適用されることとなります、よって差額 3%相当額を追加でご請求させていただく様になります。

まことに恐縮ではございますが、ご理解賜りますようお願い致します。

詳しくは、お客様 担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。